

令和 8 年 5 月 21 日  
15 時 09 分 受付

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 8 番 氏名 川 上 幾 雄

答弁を求める者 (○をつける) 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長  
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

### 発言項目及び要旨

先般行われた地域井戸端会で出た学校統廃合、これまでも質してきた県立高校共同寄宿舎事業の費用対効果、組織内部の不正を早期に発見し是正するための公益通報者保護法の環境整備等について、現状を踏まえ質問する。

#### 1 学校統廃合に関連した諸課題について

##### (1) 市としての統廃合方針について

- ① 市民からの「方向性が見えない」との声にどのように対応するのかを問う。
- ② 行政として、いつ、どの段階で方針を示すのかを問う。

##### (2) 特認校制度化等について

- ① 市として特認校制度をどう位置付けるのかを問う。
- ② 自然環境・地域性を生かした教育の可能性を問う。

##### (3) 不登校児童の受け皿について

- ① 小規模校をモデル化する可能性について問う。

##### (4) 地域人口減の中での学校の役割について

- ① 統廃合による地域衰退リスクの評価を問う。
- ② 市としての地域教育の将来像を問う。

#### 2 県立高校共同寄宿舎事業について

現状について、県立寮は4人部屋13室に対し、入寮者は25人。市の寄宿舎は2人部屋16室に対し、入寮者は17人と認識している。

##### (1) 入寮状況と部屋数の整合性について

- ① 県立寮は1室・2名で環境的に適正と考えてよいか、見解を問う。
- ② 市の寄宿舎は入寮者17名・9室で足りる。実際には16室を確保しており7室が余剰となっている。余分な部屋を確保している理由を問う。

(2) 市寄宿舍の過剰確保と財政負担について

- ① 余剰部分のコストについて費用対効果の検証を行っているか問う。
- ② 県との費用負担割合についての検討必要性について問う。

(3) 今後の寄宿舍運営の在り方について

- ① 市寄宿舍の部屋数や借上げ規模を見直す考えがあるか問う。
- ② 県立寮の活用が適正に行われているのであれば、市寄宿舍との役割分担の整理が必要である。市の過剰負担を是正する方向で協議する考えがあるか問う。

3 公益通報者保護法の環境整備と改正への取組について

公益通報者保護法は、組織内部の不正を早期に発見し、是正するために、通報者を保護し、通報制度の適切な運用を確保することを目的とした法律である。法は、通報者が不利益な扱いを受けることなく、安心して通報できる環境を整備することをすべての事業者に求めている。必要な体制整備その他の措置についての具体的な内容は、国が定める法定指針により詳細に示されている。

(1) 通報窓口の独立性について

- ① 人事権を持つ人事課を通報窓口に行っている理由を問う。
- ② 法改正施行までに外部窓口を設置する考えがあるか問う。

(2) 委員会（調査機関）の独立性について

- ① 市幹部3名のみで構成する理由を問う。
- ② 法定指針は「利益相反」の排除を求めているが、現行の委員会構成はこの要件を満たすのか問う。

(3) 調査員の独立性について

- ① 市において調査対象部署の職員が調査員になる可能性を排除していないが、利害関係排除の原則に反しないか問う。
- ② 調査員を外部専門家から選任する仕組みを導入する考えを問う。

(4) 通報者保護の実効性について

- ① 通報者の特定防止のため、どのような具体的措置を講じているか問う。
- ② 通報者が不利益な異動を受けた場合に救済する仕組みがあるか問う。

(5) 外部通報の扱いについて

- ① 法では外部通報も保護対象だが、市の要綱に記載のない理由を問う。
- ② 外部通報を行った職員が不利益取扱いを受けない仕組みを問う。

(6) 改正公益通報者保護法施行に向けた市の準備状況について

- ① 改正法の施行に向け、市はいつまでに要綱改正を行うのか問う。
- ② 改正法に適合するための体制整備のロードマップを問う。